

対象	DB	DC	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	会計基準	その他

DC拠出限度額引上げ等に関する政令の公布について

内容

- 12月24日、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令」及び「国民年金基金令等の一部を改正する政令」※1が公布されました。
- DC拠出限度額引上げ及びiDeCo加入可能年齢の70歳までの引上げ等の施行時期が2026年12月1日と明示されました。
- DC拠出限度額の政令改正が行われ、意見募集結果も同日付で公示されました※2。

＜主な改正項目＞

-  **ポイント**
- 第2号被保険者の企業型DC拠出限度額を「月額6.2万円※3」に引上げ
 - 第2号被保険者のiDeCoの拠出限度額を「月額6.2万円※4」に引上げし、
拠出上限額の2万円は撤廃
 - iDeCo加入可能年齢の70歳までの引上げに際して、新たに追加された
第5号加入者の拠出限度額を「月額6.2万円※4」に規定

※1 「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令」「国民年金基金令等の一部を改正する政令」

※2 「国民年金基金令等の一部を改正する政令に関する御意見の募集結果について」

※3 企業年金加入者は月額6.2万円から他制度掛金相当額を控除した額

※4 企業年金加入者は月額6.2万円から企業型DC事業主掛金額及び他制度掛金相当額を控除した額

施行日

- 施行日 : 2026年12月1日

改正内容

項目	改正前	改正後
企業型DC拠出 限度額 (DC法施行令 第11条)	<ul style="list-style-type: none"> 第2号被保険者の拠出限度額は月額5.5万円から他制度掛金相当額を控除した額(2024年12月の政令改正施行に伴う経過措置適用の場合は月額2.75万円) 	<ul style="list-style-type: none"> 第2号被保険者の拠出限度額を月額6.2万円から他制度掛金相当額を控除した額に引上げ(2024年12月の政令改正の施行に伴う経過措置適用の場合は月額2.75万円)
iDeCo拠出 限度額 (DC法施行令 第36条)	<ul style="list-style-type: none"> 第2号被保険者(企業年金加入者)の拠出限度額は、月額5.5万円から企業型DC事業主掛金額及び他制度掛金相当額を控除した額。但し、上限額は月額2.0万円 第2号被保険者(企業年金未加入者)の拠出限度額は、月額2.3万円 第1号被保険者の拠出限度額は、(iDeCoと国民年金基金等で合算)月額6.8万円 	<ul style="list-style-type: none"> 第2号被保険者の拠出限度額を月額6.2万円から企業型DC事業主掛金額及び他制度掛金相当額を控除した額に引上げ。また、拠出上限額の月額2.0万円は廃止 第5号加入者の拠出限度額を月額6.2万円とする(但し、企業年金加入者は月額6.2万円から企業型DC事業主掛金額及び他制度掛金相当額を控除した額とする) 第1号被保険者の拠出限度額(iDeCoと国民年金基金等で合算)を月額7.5万円に引上げ

<ご参考>DC拠出限度額の引上げの概要

改正前	第1号 被保険者	第2号被保険者			
		DBなし		DBあり	
		企業型DCなし	企業型DCあり	企業型DCあり	企業型DCなし
企業型DC	-	-	月額5.5万円	月額 5.5万円ー他制度掛金相当額	-
iDeCo	月額6.8万円 (国年基金等と合計で)	月額2.3万円	月額 5.5万円ー(企業型DC事業主掛金額+他制度掛金相当額) ただし、月額 2.0万円が上限額		

改正後	企業型DC	月額6.2万円ー 他制度掛金相当額	月額 6.2万円ー(企業型DC事業主掛金額+他制度掛金相当額) (2.0万円の上限額は廃止)
	企業型DC	-	月額6.2万円ー 他制度掛金相当額
	iDeCo	月額6.2万円 (国年基金等と合計で)	月額 6.2万円ー(企業型DC事業主掛金額+他制度掛金相当額) (2.0万円の上限額は廃止)



**企業型DC加入者等の拠出限度額を月額5.5万円から
月額6.2万円に引上げ**



<ご参考>第5号加入者の要件

- 2025年改正前のDC法の規定において、iDeCoに加入することができない60歳以上70歳未満の者であって以下のいずれかに該当する者(但し、老齢基礎年金及びiDeCoの老齢給付金等の受給者や企業型年金加入者掛金を拠出する者等を除く)
 - iDeCo加入申出の日の前日においてiDeCo加入者であった者、iDeCo運用指図者であった者
 - 企業型確定拠出年金の資産のiDeCoへの移換の申出をした者
 - 確定給付企業年金の脱退一時金相当額や残余財産のiDeCoへの移換の申出をしようとする者
 - 企業年金連合会からiDeCoへの積立金の移換の申出をしようとする者

以 上

発行元: 三菱UFJ信託銀行 トータルリワード戦略コンサルティング部

※ 本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいますようお願い申し上げます。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。